

賃上げ・価格転嫁に取り組みたい中小企業の皆様へ

NEW

事業場内の賃上げや製品・サービスの価格転嫁が
円滑に進むよう資金面で下支えします！

賃金引上げ・価格転嫁 支援資金



令和4年12月19日から取扱いを開始します。

資金のねらい

- ▼事業場内賃金を上げた後の賃金支払いの円滑化
- ▼賃上げ原資の確保に向けた製品・サービスの価格転嫁の促進

このようなケースに活用できます！

- ▽ 思い切った賃上げに踏み切るための資金を確保したい
- ▽ 継続的な賃上げにより、事業の生産性を向上させたい
- ▽ 製品やサービスの付加価値向上に取り組み、価格転嫁を円滑に進めていきたい

～詳細は裏面又は県HPをご確認ください～



〔県HP〕

資金繰りや経営面に関するお悩みについては、
お近くの相談窓口をご利用ください

〔県経営金融課、信用保証協会、商工会議所、県商工会連合会、
県中小企業団体中央会、よろず支援拠点〕

賃金引上げ・価格転嫁支援資金

融資対象

次の各号に掲げる要件を満たす中小企業者等とする。

- 1 雇い入れ後6月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金を3%以上引き上げること。
なお、国の補助金の交付を受け、賃金の引上げに取り組む場合は、雇い入れ後6月を経過した労働者の3%以上の賃金の引上げとみなす。
- 2 賃金の引上げの原資を確保するため、製品・サービスの価格転嫁に取り組むこと。

融資限度額

8千万円

融資期間

10年
(うち据置2年)以内

資金使途

運転資金
設備資金

融資利率

5年以内 年1.7% (責任共有対象外: 年1.5%)
5年超 年1.8% (責任共有対象外: 年1.6%)

保証料率

すべて保証付き 年0.34~年1.76%

備考

- ・別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。
- ・保証人、担保の有無については金融機関・信用保証協会にご確認ください。

融資のご相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
商工中金 等)

資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は
山口県経営金融課